

## 別紙 1

### 2 評価基準等と自己判定の留意点

※修正部分のみ抜粋

## 基準項目2-5. 学修環境の整備

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理	<input type="checkbox"/> 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
②実習施設、図書館等の有効活用	<input type="checkbox"/> 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 <input type="checkbox"/> 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 教育目的の達成のため、コンピュータなどのICT環境 IT施設を適切に整備しているか。
③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性	<input type="checkbox"/> 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。
④授業を行う学生数の適切な管理	<input type="checkbox"/> 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
<input type="checkbox"/> 施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。	

### 基準項目 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、 <b>周知の上</b> 、厳正に適用しているか。
③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	

#### 関連する参照法令等

- ・学校教育法第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付）、第 108 条（短期大学）
- ・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 146 条（修業年限の通算）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定）
- ・短期大学設置基準第 7 条（単位）、第 11 条の 2（成績評価基準等の明示等）、第 13 条（単位の授与）、**第 13 条の 3（連携開設科目に係る単位の認定）**、第 14 条（**他の大学における授業科目の履修等**）、第 15 条（**大学以外の教育施設等における学修**）、第 16 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 17 条（科目等履修生等）、第 18 条（卒業の要件）、第 19 条（卒業の要件の特例）、第 37 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 38 条（共同学科に係る卒業の要件）
- ・学位規則第 5 条の 4（短期大学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）

## 基準項目 3－2. 教育課程及び教授方法

### 関連する参照法令等

- ・学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動状況の公表）
- ・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）
- ・短期大学設置基準第 3 条の 2（学科連携課程実施学科）、第 5 条（教育課程の編成方針）、**第 5 条の 2（連携開設科目）**、第 6 条（教育課程の編成方法）、第 8 条（一年間の授業期間）、第 9 条（各授業科目の授業期間）、第 11 条（授業の方法）、第 11 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第 12 条（昼夜開講制）、第 13 条の 2（履修科目の登録の上限）、第 16 条の 2（長期にわたる教育課程の履修）、第 17 条（科目等履修生等）、第 20 条（教員組織）、第 20 条の 2（授業科目の担当）、第 21 条（授業を担当しない教員）、第 21 条の 2（専任教員）、第 22 条（専任教員数）、第 23 条（教授の資格）、第 24 条（准教授の資格）、第 25 条（講師の資格）、第 25 条の 2（助教の資格）、第 26 条（助手の資格）、第 36 条（共同教育課程の編成）、第 39 条（共同学科に係る専任教員数）、第 52 条（段階的整備）

## 基準項目5－2. 理事会の機能

### 関連する参照法令等

- ・私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員との関係）、第36条（理事会）、第37条（役員の職務等）、第38条（役員の選任）、第39条（役員の兼職禁止）、第40条（役員の補充）、第44条の2（役員の学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員の第三者に対する損害賠償責任）、第44条の4（役員の連帯責任）、**第44条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）**、第48条（報酬等）

## 基準項目5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 関連する参照法令等

- ・私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員との関係）、第37条（役員の職務等）、**【第41条、第42条、第43条（評議員会）】**、第44条（評議員の選任）、第44条の2（役員の学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員の第三者に対する損害賠償責任）、第44条の4（役員の連帯責任）、**第44条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）**、第46条（評議員会に対する決算等の報告）、第48条（報酬等）

## 基準項目5－5. 会計

### エビデンスの例示

- ・監事の監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）
- ・**経理に関する規則**
- ・資産運用に関する規則

## 基準項目6-3. 内部質保証の機能性

### エビデンスの例示

- ・ 三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況を示す資料
- ・ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果への改善活用状況を示す資料